

社会福祉法人 颯和会 役員、評議員及び評議員選任・解任委員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 颯和会の役員、評議員及び評議員選任・解任委員(以下役員等という。)の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員等には原則報酬は支給しない。但し当法人の職員を兼ねない役員等には支給する場合がある。

2 報酬は現金又は銀行振込で支給する。

(報酬の額)

第3条 報酬の額は、別表1の定める金額範囲内とする。

(支給日)

第4条 報酬の支給日は、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会の開催日及び監事による監査及び入札立会の日、月額支給の場合は社会福祉法人 颯和会の正職員給与の支給日(毎月25日、銀行休業日はその前日)に準ずるものとする。

附 則

この規程は平成29年4月1日より施行する。

別表 1

区分	報酬額
評議員	日額 4,000円
理事	
監事	
監事監査	日額 10,000円
評議員選任・解任委員	日額 3,000円
理事長	月額 120,000円
業務執行理事	月額 100,000円